**開示事項及び開示・記載上の注意**

開示資料には、当該子会社等の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）を記載したうえで、上場会社の「免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発」に係る取扱いに準じて、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。